

第 37 回
沖 縄 振 興 審 議 会
議 事 録

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）

第 37 回
沖 縄 振 興 審 議 会
議 事 次 第

日 時 令和 4 年 4 月 13 日 (水) 16:30～18:00

場 所 オンライン開催

1 開 会

2 議 事

- ・ 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律について
- ・ 沖縄振興基本方針(案)について

3 閉 会

沖縄振興審議会配布資料

- 資料 1 沖縄振興審議会 委員名簿
- 資料 2 沖縄振興特別措置法 条文抜粋
- 資料 3 - 1 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（概要）
- 資料 3 - 2 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（主なポイント）
- 資料 4 - 1 沖縄振興基本方針について
- 資料 4 - 2 沖縄振興基本方針(案) 概要

—沖繩振興審議会委員名簿—

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1 沖繩県知事 | 玉 城 デ ニ 一 |
| 2 沖繩県議会議長 | 赤 嶺 昇 |
| 3 沖繩の市町村長を代表する者（2名） | |
| 沖繩市長（市長会会長） | 桑 江 朝 千 夫 |
| 座間味村長（町村会会長） | 宮 里 哲 |
| 4 沖繩の市町村の議会の議長を代表する者（2名） | |
| 那覇市議会議長（市議会議長会会長） | 久 高 友 弘 |
| 読谷村議会議長（町村議会議長会会長） | 伊 波 篤 |
| 5 学識経験のある者（14名以内） | |
| 沖繩大学人文学部こども文化学科教授 | 池 間 生 子 |
| 沖繩ガールズスクエア代表 | 岩 淵 裕 子 |
| 沖繩経済同友会特別幹事 | |
| 沖繩電力株式会社代表取締役会長 | 大 嶺 満 |
| 沖繩大学地域研究所長 | 島 村 聡 |
| かりゆしグループオーナー会長 | 平 良 朝 敬 |
| ◎ 株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス | 高 橋 進 |
| H2L株式会社代表取締役 | |
| 琉球大学工学部教授 | 玉 城 絵 美 |
| 沖繩県経営者協会女性リーダー部会部会長 | |
| 株式会社琉球銀行社外取締役 | 富 原 加 奈 子 |
| 東洋大学国際学部国際地域学科教授 | 沼 尾 波 子 |
| 沖繩文化芸術振興アドバイザー | |
| 演出家・南島詩人 | 平 田 大 一 |
| 沖繩経済同友会代表幹事 | |
| 株式会社ジェイシーシー代表取締役会長 | 淵 辺 美 紀 |
| U i P a t h株式会社特別顧問 | |
| 株式会社肥後銀行社外取締役 | 益 戸 正 樹 |
| JAおきなわ女性部会長 | 宮 城 園 子 |
| ○ 名桜大学大学院国際文化研究科教授 | 宮 平 栄 治 |

◎印は会長、○印は会長代理

— 出席者 —

○審議会委員

高橋進会長、宮平栄治会長代理、玉城デニー委員、赤嶺昇委員、中山義隆石垣市長（桑江朝千夫委員代理）、宮里哲委員、久高友弘委員、伊波篤委員、池間生子委員、岩渕裕子委員、大嶺満委員、島村聡委員、玉城絵美委員、富原加奈子委員、沼尾波子委員、平田大一委員、渕辺美紀委員、益戸正樹委員

○内閣府

西銘沖縄担当大臣、原政策統括官（沖縄政策担当）、水野沖縄振興局長、望月官房審議官、中田総務課長、畑山参事官（企画担当）

第37回沖縄振興審議会

日時：令和4年4月13日(水) 16:30~17:50

場所：オンライン開催

1. 開会

○高橋会長 皆様、こんにちは。これより第37回沖縄振興審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところを御参加いただき、誠にありがとうございます。

本日は18名の先生方に御参加いただいております。委員の過半数に達しておりますので、沖縄振興審議会令第5条第2項により会議は成立となります。

本日は、感染症の拡大防止の観点から、オンライン形式で開催しております。

また、この会議は、沖縄振興審議会運営規則に基づき原則公開となっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

本日は、先般、公布・施行された「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律」について、事務局から報告いただくとともに「沖縄振興基本方針（案）」について、審議会の意見を求められておりますので、審議を行いたいと思います。

資料については、事務局から事前にお送りしておりますので、それぞれのお手元に御準備いただければと思います。

冒頭、オンライン会議の留意点について確認させていただきます。

まず、会議中は、原則としてカメラをオン、マイクをミュートの状態にさせていただきようお願いいたします。御発言いただく際にミュートを解除いただき、御発言後は再びミュートに戻していただくようお願いいたします。会議中に通信回線が途切れるなどの問題が生じた場合には、あらかじめ御案内しております事務局の連絡先まで御一報をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、西銘大臣から御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○西銘大臣 皆さんこんにちは。委員の皆様方におかれては、大変御多忙のところを御出席いただきまして、心から感謝を申し上げます。

去る3月31日、沖縄振興特別措置法等の一部改正法が成立しました。4月1日から施行されております。新たな沖縄振興のスタートを切ることができたのは、本審議会や審議会の下に置かれた総合部会専門委員会において、今後の沖縄について、真摯に議論を重ねていただいた賜物であります。高橋会長、宮平会長代理を始め、委員の皆様には改めて心から感謝を申し上げます。

本日は、新たな沖縄振興基本方針の取りまとめに向けて、本審議会の御意見を伺うこと

としております。

基本方針に基づき、沖縄県において沖縄振興計画を策定いただき、沖縄振興計画に基づいて各種の予算や税制措置が講じられることとなります。基本方針は沖縄振興策を展開していく上で重要な役割を担っております。

私としても、皆様方の自由闊達な御議論を伺いたく、冒頭から参加させていただくことといたしました。コロナ禍の影響でオンラインでの開催となりますが、ぜひ委員の皆様のお忌憚のない御議論を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 西銘大臣、ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。先般、「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律」が、国会で全会一致をもって成立し、4月1日から施行されました。

ついては、事務局から法律の概要について報告をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

2. 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

○事務局（畑山参事官） それでは、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律につきまして、その概要を御説明いたします。

資料3-1を御覧ください。一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるなど、沖縄の特殊事情に起因する不利性に基づく課題が引き続き存在すること等を踏まえ、沖縄振興の一層の推進を図るため、沖縄振興特別措置法等の有効期限を延長するとともに、所要の改正を行ったところでございます。

なお、本法律は、沖縄振興特別措置法、跡地利用特別措置法、沖縄振興開発金融公庫法、沖縄復帰特別措置法等を併せて改正したものでございます。

概要につきましては、資料3-2を御覧ください。1枚目が沖振法の概要でございます。

まず、「1-(1)特区・地域制度等」でございます。沖振法では、観光、情報通信、産業イノベーション等の5つの特区・地域において、事業者が設備投資等の内容や目標を記載した「措置実施計画」を作成し、沖縄県知事が認定を行う制度を導入しました。この認定を受けた事業者に対し、税制及び金融上の特例を適用することとしております。課税の特例につきましては、沖縄県知事の認定に加えまして、主務大臣の確認を得ることを要件としました。具体的な確認の要件については、付加価値額の増加や給与の増加等を告示で定めることを想定しております。企業の稼ぐ力の向上や給与増により、沖縄の課題である一人当たり県民所得の向上につなげていくことを狙いとしております。金融の特例としては、中小企業信用保険法の特例や中小企業投資育成株式会社法の特例を設けました。

こうした確認や認定の制度を導入したことを踏まえ、手続の簡素化・合理化等を通じた中小企業者の負担軽減や、中小企業者等への援助について、努力義務を設けました。

さらに、沖縄型特定免税店制度につきまして、新たにオンライン購入に対応することと

しました。このほか、沖振法では、沖縄公庫の業務特例を定めておりますが、このうち公庫の新事業創出促進業務につきましては、改正前は創業後5年以内という要件がありましたが、事業の新規性に主眼を置き、創業後の年数にかかわらず支援できるよう、出資対象を拡充しました。

次に「1－(2) 離島・北部地域の振興」でございます。

今般の改正で、地域別の努力義務として、離島振興と北部振興について、努力義務を規定しました。具体的には、様々な条件不利性を踏まえ、地域特性に応じた各種産業の振興や移住・定住の促進、雇用、教育、福祉、医療等の包括的な努力義務規定を設けました。

また、離島旅館税制につきましても、新設・増設に加え、改修を行う場合も課税の特例の対象としました。具体的には、ワーケーションのための施設の改修等も対象に含まれると想定されます。

次に「1－(3) 各分野の政策課題への対応」でございます。

まず、子どもの貧困対策として、子供の教育・生活安定の支援、経済的支援、親の貧困や貧困の連鎖防止の観点から、保護者の就労支援、担い手の育成・確保等の努力義務を設けました。

また、沖縄振興に資する多様な人材を育成するために必要な教育施策の充実について、努力義務を設けました。

次に、省エネや再エネの利用促進の施策の充実など、脱炭素社会の実現に向けた努力義務や、デジタル社会の形成に向けた生産性向上等の施策の充実についての努力義務を設けました。

また、文化振興の規定に文化の担い手育成についての努力義務を追加しました。

最後に、「1－(4) 期限」でございます。

制度の安定的な運用等の観点から、法の期限を10年延長するとともに、時代の変化に対応できるよう、5年以内の見直し規定を設けました。

続いて、沖振法以外の法律でございます。

まず、「2 跡地利用特別措置法」でございます。

跡地法には、合同委員会（JC）における駐留軍用地の返還合意後に内閣総理大臣が拠点返還地として指定し、国が取り組むべき方針を策定する旨の規定がございます。

国の取組方針の策定について、拠点返還地が200ヘクタール以上の場合は義務、200ヘクタール未満の場合はできる規定とされておりましたが、今般の改正では、この指定要件を緩和し、日米安全保障協議委員会（SCC）での返還が合意された駐留軍用地が段階的に返還される場合には、一体的な土地利用が見込まれる場合に、合同委員会における返還合意前の区域も含めて指定できる特例を設けました。また、沖振法と同様に、法の期限を10年延長しました。

次に、「3 沖縄振興開発金融公庫法等」でございます。

改正前の沖縄公庫法では、跡地において、民間事業者が商業施設等を開発しようとする

場合、自己所有方式による開発のみが産業開発資金の貸付対象とされておりましたが、地権者が多数存在する駐留軍用地においては、事業者が新しい建物を建築する際、地権者に新しい建物の所有権を付与しつつ、保留床の部分を第三者に譲渡できるという譲渡方式も有用なスキームと考えられることから、今回の改正において、産業開発資金の貸付対象を拡大し、譲渡方式による開発も対象としました。

また、行革推進法を改正しまして、沖縄公庫の日本政策金融公庫への統合時期を10年延長しております。

次に「4 沖縄復帰特別措置法」でございます。こちらは、先般の税制改正の内容を踏まえて改正したものでございます。酒税の軽減措置につきまして、泡盛については令和14年5月14日まで、ビール等につきましては令和8年9月30日まで、それぞれ延長しつつ、段階的に縮減し、廃止することとしました。このほか、揮発油税の軽減措置の期間を2年延長しました。

最後に「5 沖縄科学技術大学院大学学園法（OIST法）」でございます。法の施行状況の検討時期をおおむね5年ごととする改正を行いました。

改正法の概要について、説明は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

後半で発言の時間を設けておりますので、もし御質問等がある場合は、その際に頂ければと思います。

それでは、次に「沖縄振興基本方針（案）」の審議に移ります。

沖縄振興特別措置法に基づき、内閣総理大臣は沖縄振興基本方針を定めることとされており、その過程であらかじめ沖縄振興審議会の意見を聴くこととされております。

本日、資料4-1にありますように、沖縄振興基本方針の案が示され、審議会としての意見を求められておりますので、まずは、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

3. 沖縄振興基本方針（案）

○事務局（畑山参事官） 資料につきましては、資料4-2で概要を用意しております。今回はこれに基づいて御説明をさせていただきます。

まず「I 序文」としまして、沖縄の復帰から半世紀を経て、気候変動、デジタル化の進展など、時代潮流が大きく変遷している一方、沖縄の優位性・潜在力を活かし、我が国全体の経済成長を牽引する役割も期待されているほか、海洋資源の利用や領海・EEZ等の保全など、広大な海域に点在する多数の離島が担う重要な役割も改めて認識されているとしております。

その一方で、全国最下位の水準にある一人当たり県民所得など、様々な課題も依然として存在していることから、3月に法を改正・延長した旨を述べております。

そして、基本方針の性格として、法第3条の2の規定に基づき、国が考える沖縄振興の

意義や方向、振興の基本的な視点を示すとともに、県が振興計画を策定する際の指針となるべき基本的事項や、振興計画の推進に関する基本的事項を定めたものであることを述べております。

「Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向」でございます。

まず「1 沖縄振興の意義」でございます。

歴史的事情、地理的事情、自然的事情、社会的事情等の沖縄の様々な特殊事情に鑑みまして、本土復帰以降、各分野で振興策が講じられてきた結果、一定の成果を上げてきました。

他方で、一人当たり県民所得の低さや子供の貧困等の課題も存在しており、コロナ禍で社会経済全般に大きな影響が生じるなど、沖縄振興が目指す自律的発展と豊かな住民生活に向けて、依然として課題が残っております。

その中で、アジアとの地理的近接性や豊かな海洋環境などの優位性を活用できれば、強い沖縄経済を実現し、我が国全体の発展を牽引し得る大きな可能性があるということで、特殊事情に起因する課題の解決や特殊事情を優位性に転化して、それをいかしていく取組の推進を通じて、沖縄振興策を総合的・積極的に推進していく必要があると述べております。

次に「2 沖縄振興の方向」でございます。

まず「(1) 沖縄の優位性を活かした民間主導の自律型経済の発展」でございます。

沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興することで、県内企業の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済の実現を目指します。そして、時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やDXを迅速・強力に推進し、持続可能な形で沖縄振興の一層の深化を図るとしております。

次に「(2) 潤いのある豊かな住民生活の実現」でございます。

(1) で述べた自立型経済の発展を通じ、県民の雇用や所得の安定・向上を図り、成長と分配の好循環を通じた豊かな住民生活の実現を目指します。一方で、経済的な豊かさのみならず、沖縄独自の個性豊かな文化に基づく多様な豊かさを追求するということも言及しております。

「(3) 我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成」では、沖縄がアジア・太平洋地域の発展に寄与する拠点としての大きな役割が期待されるとしております。

「3 沖縄の振興に当たっての基本的な視点」でございます。

まず「(1) 多様な主体の適切な役割分担及び連携・協働」として、それぞれの主体の役割を述べております。

県・市町村については、自らの判断と責任の下、国の支援を有効かつ適切に活用して地域の実情に即した施策を展開することが求められております。また沖縄県については、市町村の支援を適切に行うことが重要であると述べております。

国は、予算・税制等を通じて地元の取組を後押しするとともに、自ら取り組むことが必要な施策については、直轄事業や個別の補助事業も活用して着実に実施していく。そして、県民や民間事業者などの多様な主体が参画しまして、地域課題の解決の場となる地域社会やコミュニティの維持・発展を図っていくなど、それぞれの主体の役割、連携・協働について述べております。

「（２）エビデンスに基づく施策の展開・検証」でございます。

政策の手段と目的の論理的なつながりを明確化して、定量的な指標等に基づき効果を検証するなど、EBPMの徹底を図る必要があるとしております。そして、県外自治体の好事例を積極的に取り入れるとともに、施設整備の際は、施設の維持・更新といった中長期的なコスト・効果を適切に見定め、持続可能性も見据えた検討を行っていく必要があると述べております。

次に「Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項」でございます。

「１ 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項」でございます。

「（１）観光・リゾート産業」につきましては、高付加価値化等による競争力の強化や需要の平準化、他分野・他産業との連携による外的変化に強く、質・量とも優れた観光産業の構築を目指すとしております。

「（２）情報通信関連産業」につきましては、成長可能性が見込める業種の重点的強化、他産業との連携強化、そして、情報通信関連産業の振興を通じて、広く県内産業のDXの推進、AI、IoT、ビッグデータの活用促進を図っていくとしております。

「（３）国際物流拠点産業」につきましては、デジタルを活用した物流の効率化・迅速化等により高付加価値化を図るとしております。

「（４）産業イノベーションの推進」では、外から稼げる高収益企業の誘致・育成、産学官金の連携強化、デジタル化や脱炭素化を通じ、沖縄の特性を踏まえた新産業の創出・発展を図るとしております。

「（５）金融業」につきましては、産業イノベーションの推進とも相互に関連するところでございますが、リスクマネーの供給やコンサルティング機能を適切に発揮し、産業発展やスタートアップの創出を目指すとしております。

「（６）農林水産業」につきましては、おきなわブランドの確立や高収益作物への転換等を進め、「稼げる農林水産業」の実現を図るとしております。

「（７）中小企業の振興」につきましては、伴走型の支援、ICT導入促進、円滑な事業承継の支援、創業支援の充実を図るとしております。

次に、「２ 雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項」でございます。

雇用機会の創出・拡大を図るとともに、雇用環境の改善、高度人材の育成により、雇用の質や生産性の向上を図ります。また、働き方改革、女性の活躍推進等を一体的に進めるとしております。

「3 教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項」でございます。

「(1) 教育」につきましては、グローバル化やデジタル化に対応した外国語やICT教育、キャリア教育等を推進することとしております。

「(2) 人材の育成・確保」につきましては、各産業の中核人材や起業者の育成を目指すとともに、リカレント教育等の学び直しの充実により、多様な人材の育成・確保を図っていくとしております。

「(3) 文化の振興」につきましては、独自の多様な文化の保全・継承や他産業との連携、首里城復元の取組を推進するとしております。

「4 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項」でございます。

「(1) 子供の貧困対策」につきましては、支援員の配置や子供の居場所の運営の支援、保護者の支援、子供の貧困対策そのものを担う専門人材の育成・確保、子供のライフステージに応じた継続的な支援等により、子供の貧困の解消と世代間連鎖を断ち切ることを目指すとしております。

「(2) 福祉の増進及び医療の確保」につきましては、保育等の子育て環境の整備、介護・福祉サービスの向上、離島・へき地の医療人材の確保等を目指すとともに、コロナ禍を教訓として、ICTを活用した遠隔医療等の推進を目指すとしております。

「5 科学技術の振興に関する基本的な事項」でございます。

OIST等を核として、産業界等との連携やスタートアップ創出を通じたイノベーション・エコシステムの形成を目指すとともに、OISTが沖縄振興と日本や世界の発展に貢献できるよう、外部資金の調達拡大を促しつつ、教育研究活動への支援を図るとしております。

「6 情報通信の高度化に関する基本的な事項」でございます。

DXを通じた経営効率化・事業高度化の支援のほか、こうした取組の担い手となるデジタル人材の育成を図るとしております。

「7 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項」でございます。

こちらでも外国語教育の推進の重要性を述べております。また、感染症に対する防疫体制の強化・拡充を図りつつ、人・モノ・情報・文化等の交流拠点の形成を目指すとしております。

「8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項」でございます。

先ほど申しあげました法改正により導入された拠点返還地の指定要件の緩和制度を活用しつつ、跡地を迅速・効果的に利用し、沖縄全体の振興につなげるとしております。

「9 北部及び離島の振興に関する基本的な事項」でございます。

地域の特性に応じた産業振興、雇用の場の創出、移住・定住条件の整備を図るとともに、担い手の確保、移住・定住につながる交流人口・関係人口の拡大により、地域の持続可能性の維持・向上を図るとしております。

「10 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項」でございます。

「(1) 環境の保全・再生及び良好な景観の形成」につきましては、海岸漂着物等の処

理、海の恵みの持続可能な活用により、保護と活用を両立しつつ環境共生型社会の構築を図るとともに、沖縄らしい家並み、町並み、風景づくりを目指すとしております。

「（２）エネルギーの供給等」につきましては、沖縄の構造的不利性等を踏まえてエネルギーの安定的かつ適正な供給確保を図りつつ、再エネの導入加速や自立・分散型エネルギーシステムの構築、省エネの促進等を図るとしております。

「（３）防災及び国土の保全」につきましては、業務継続体制の整備や耐震化等により、防災機能を向上し、地域全体の強靱化を図っていくとしております。

「11 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項」につきましては、適切な維持管理・補修を含め、公共施設の総合的・計画的な管理を行い、陸上交通、海運、空運、生活環境基盤など、各種の社会資本整備を戦略的に進めるとしております。

「12 その他の基本的な事項」としまして、不発弾等対策の推進や、所有者不明土地問題の解決を図っていくとしております。

最後のパートの「Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項」でございます。

「1 沖縄振興を推進するための措置（政策ツール）」でございます。

沖縄振興には様々なツールがございますが、沖縄振興に資する全国制度も積極的に活用を図るなど、政策ツールを有効活用していく必要があると述べております。その上で、各沖縄振興の主なツールについて、以下のようにまとめております。

まず「（１）沖縄振興交付金」、いわゆる一括交付金につきましては、県・市町村は事業の選択と集中を図り、必要不可欠な事業を精査するとともに、事業を的確かつ効率的に実施する必要があるとしております。また、国・県・市町村の連携・協力の下で、有識者の知見も活用しながら、適時に点検・評価等を行い、一括交付金の実効性の向上に努めるとしております。

「（２）個別補助金」につきましては、国として重点的に取り組む事項等は、一括交付金とは別に予算補助を実施し、成果指標の達成状況に応じて不断の見直しを行うなど、適正な執行に努めるとしております。

「（３）高率補助」は、自治体の財政負担の軽減し、各種インフラの一体的・積極的な整備に寄与しており、今後の維持管理・更新費用の増大に留意しつつ、効率的・効果的な活用に努めるとしております。

「（４）税制上の特例措置」につきましては、今般の法改正で、実施状況の円滑なフォローアップが可能となるよう制度を整備したことを踏まえ、活用状況や成果等も適切に把握し、その結果に応じて必要な検討・見直しを図るとしております。

「（５）政策金融」につきましては、民間金融機関との適切な連携・役割分担を図りつつ、多様な資金ニーズにきめ細やかに対応し、質の高い金融サービスの提供に努めるとしております。

最後に、「2 施行後5年以内の検討・見直し」でございます。

今般の法改正で5年以内の見直しという規定が創設されましたので、環境変化への迅速

な対応の重要性に留意しつつ、適時適切な見直しを行うこととしております。また、県においても、国の検討・見直しの状況等も踏まえ、振興計画について所要の改定等を行うこととしております。

基本方針（案）の概要につきましては、以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から基本方針（案）の概要について、説明をいただきました。

それでは、各先生方から一言ずつ御発言いただければと考えております。せっかくの機会ですので、基本方針（案）以外の内容でも構いません。

なお、できる限り多くの皆様に御発言いただくため、発言時間はお一人当たり2分程度でお願いできればと思います。

私から、まず玉城知事をお願いして、その後はアイウエオ順に、順次、指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、玉城デニー委員、お願いできますでしょうか。

○玉城委員（沖縄県知事） ハイサイ グスーヨー チュー ウガナビラ。皆様、こんにちは。沖縄県知事の玉城デニーです。

高橋会長を始め審議会委員の皆様には、日頃より沖縄の振興に対する御意見と御尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

また、西銘大臣を始め内閣府沖縄担当部局の皆様におかれましては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の制定に御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

沖縄県では、4月1日に「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（案）」を発表いたしました。「新」という語は、沖縄復帰50周年の新しい節目からスタートする振興計画において、基地のない平和で豊かな沖縄のあるべき県土の姿としながら、新時代の沖縄を展望し得る施策を表現したものであります。

今回取りまとめたいただいた沖縄振興基本方針（案）は、今後の沖縄振興について、意義や方向、振興に当たっての基本的な視点を取りまとめるとともに、沖縄振興に関する各分野について、基本的な事項が丁寧に示されており、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（案）」と方向性はおおむね合致していると感じております。今後、この基本方針と整合を図りながら、計画の最終決定に向けて調整を進めていきたいと考えております。

1点だけコメントを申し上げさせていただきますが、公共交通の基幹軸として、沖縄本島を縦断する鉄軌道の導入について、国会の附帯決議でもあります全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度を基本方針（案）に記載していただき、感謝しております。

鉄軌道の導入は県民の長年の悲願であります。我が国の南の玄関口となる沖縄においては、鉄軌道を導入することにより、世界水準の空・海・陸の交通体系構築による重要な経済・交流の拠点が形成され、活力ある地方づくりが図れます。また、過度な車社会からの脱却によるカーボンニュートラルの実現などにも大きく寄与するものと考えております。

つきましては、国と県で連携を図りながら、早期の実現に向けた取組を進めていただけ

ればと考えおります。

沖縄振興審議会の委員の皆様、並びに西銘大臣を始め内閣府の皆様におかれましては、今後とも沖縄の振興について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

イPPER ニフエー デービル。大変ありがとうございました。

以上です。

○高橋会長 知事、ありがとうございました。

では、続きまして、赤嶺委員、お願いいたします。

○赤嶺委員 皆さん、こんにちは。沖縄県議会の赤嶺と申します。

今回の沖縄振興基本方針（案）を見ますと、やはり全国最下位の水準にある一人当たりの県民所得、子供の貧困は、やはり沖縄にとって大変大きな課題であると考えております。特にこの2年間、コロナが発生して以降、沖縄県は「直近一週間の人口10万人当たり新規感染者数」が全国最多となった日が、累計日数で東京を大きく上回っており、大変厳しい状況があります。

沖縄県は観光関連産業がリーディング産業でありますので、その辺りのこの2年間の壊滅的な状況に置かれている観光関連産業の再点検をすることが、必要だと私は思っております。

ちなみに、先ほど沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合、一般社団法人沖縄県ホテル協会から、県による宿泊税に対する抗議の陳情を受けたところでございます。それぐらい今、大変厳しい状況が続いているところでございます。

せっかく多くの先生方がこのような立派な沖縄振興基本方針（案）をまとめていただきましたので、それをいかすためには、この2年間のコロナにおける沖縄の状況をチェックする必要があると私は認識しております。

その中で、法の期間が10年延長され、5年以内の見直しが規定されたことは大変ありがたく思っております。5年以内ということは、私は、5年後ではなくて、この全体の方針（案）がうまくいくためには、早めに沖縄経済の置かれている壊滅的な状況を点検して、来年、再来年でも見直しに向けた取組を早めにやっていただければ、ありがたいと思っております。

いずれにしても、この沖縄振興基本方針（案）に基づいて、これから世界を魅了する総合的かつ大胆な持続可能な沖縄振興を図るためには、政府、国会、沖縄県が一体となって推進していくことが必要であると思っておりますので、引き続きお力を貸していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○高橋会長 赤嶺委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、池間委員、お願いいたします。

○池間委員 よろしくお願いいたします。

沖縄県のいろいろな課題や良さに具体的に視点を当てていただき、そして、沖縄振興基本方針（案）がこうして立派に出来上がったこと、本当に感謝申し上げます。

これまで沖縄振興特別推進交付金を活用して、人材育成に関わる教育分野では、学習支援員の配置、小学校英語指導員の配置、特別支援教育支援員の配置、カウンセラーの配置、IT指導員の配置というように、人材育成のために人的配置が行われてきました。専門性を持った人材が学校現場に入ってくることで、教育内容の質の向上が図れたと考えます。また、現場の先生方の働き方改革にもつながっていると、とても感謝いたします。

また、学校支援、ICT機器の導入で、教育用パソコン、電子黒板、デジタル教科書等、整備をすることができました。ありがとうございます。

しかし、ここで私たちが考えなければならないのは、今回、沖縄特別措置法の期間が10年延長、5年以内に見直しをとということではありますが、あと10年は大丈夫だと、もしかしてほっと胸をなで下ろした事業がなかったかどうかということも改めて考えていかなければならないことなのではないかなと思っています。

今年度導入した機器はリース契約になっているために、5年ごとに入替えを行わなければならない。そうすると、これまで一括交付金で行ってきた事業や対策、新たな取組等は、本当に継続が必要なものなのか等を含めて、本当に真剣に取り組んでいかなければいけないことなのかなと考えます。

前回もお話をしたのですが、10年の期間の中でニーズを適切に踏まえ、中長期的なコストと効果を適切に見定めた上で、持続可能性も見据えた自主財源の確保も必要なのではないかなと、あるいは念頭に置かなければならないことで、沖縄県や市町村の自助努力が一段と試される10年間にしなければならぬと強く感じているところであります。

以上です。

○高橋会長 池間委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、伊波委員、お願いいたします。

○伊波委員 町村議長会会長の読谷村の伊波であります。委員の皆さん、お疲れさまでございます。

私は、県議長会の会長としてこの審議会に参加をさせていただいて、短い期間ではありましたが、これまでに基本方針の策定に御尽力をいただいた委員の皆さんに改めて敬意を表します。

本県30町村議会の中において、離島の振興が喫緊の課題であると申し上げてまいりました。さらには、子供の貧困問題や居場所づくりについても、多くの町村議会で課題として常に議論され続けております。

文化の担い手育成についても、私は本村の事例を取り上げ、発言させていただきました。今回の改定の内容に組み込まれていることに安心をしているところであります。

さらに、沖縄振興一括交付金については、どの町村においてもこの必要性を認めているところであり、継続されることに特段の配慮をお願いしたいとの思いであります。

本県の歴史的・地理的・自然的・社会的事情を鑑み、真の自立に向け、実りある策定になることを願っています。

以上です。

○高橋会長 伊波委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、岩渕委員、お願いいたします。

○岩渕委員 皆様、こんにちは。沖縄ガールズスクエアの岩渕です。よろしくをお願いいたします。

私は、女性の活躍推進、主に創業支援をしているという観点から、絞ってお話しさせていただけたらと思います。

沖縄は、女性活躍がまだまだ進んでいないというのが現状だと思っております。帝国データバンクによると、9年連続、沖縄は女性社長率が全国トップというデータが出ておりましたが、それでも男女比率でいくと、全体の11.4%と非常に少なく、数の上ではマイノリティーです。女性が働く上で最大の課題は、女性特有のライフイベントとの両立。出産、育児、介護などとの両立が必須となります。

沖縄は大手企業が少なく、就職先が限られ、平均賃金も低いこと。そして、学歴の低さから、キャリアを積みにくい現状などもあることから、自分で仕事の調整ができる有効な手段の一つとして起業を希望している方が多く見受けられます。

私自身もシングルマザーで、ライフイベントとの両立をする上で、起業を選択した一人でもあります。既存の公的機関における創業支援策は、最終的には金融機関からの開業資金や融資が目的になっているため、男性の起業を念頭に企画されている支援策が主です。ライフイベントとの両立を目指す女性起業家の事業分野、規模感、成長性などにおいては、多様となっているため、ミスマッチとなっている懸念があります。

女性の活躍を推進していく上でも、女性社長率全国トップの沖縄ならではの地域性・風土をいかし、女性の実情に合った、女性の視点やニーズに基づく新たなアプローチで女性のリーダーや起業家を生む教育や支援が必要であり、ロールモデルをつくり、後に続きやすい環境を整えなければならぬと感じております。

今年度は業界団体と連携しながら、ひとり親を始め、ITの利活用による女性起業家を支援していく準備もしておりますので、現場に入って汗をかき、生の声を拾いながら女性活躍推進に尽力できればと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 岩渕委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、大嶺委員、お願いいたします。

○大嶺委員 沖縄電力の大嶺でございます。

約3年にわたり、沖縄振興審議会及び総合部会専門委員会の委員として、沖縄振興に係る議論に参加させていただきました。本日御提示の沖縄振興基本方針（案）に、今後の沖縄振興に必要な要素を反映していただいたと考えております。取りまとめていただきまし

て、感謝を申し上げます。

私からは、今後の沖縄振興の推進について、2点コメントをさせていただきます。

まず、エネルギー分野について、2050年のカーボンニュートラルに向けて国を挙げた取組が推進されている中で、足元においては、ロシア・ウクライナ情勢等の影響による燃料価格の高騰など、エネルギー分野を取り巻く環境は刻々と変化しております。

改めて申し上げるまでもなく、エネルギーは国民・県民の生活及び産業の基盤であり、強い沖縄経済を構築する上でも重要です。このような観点で踏まえ、沖縄振興基本方針(案)において、エネルギーの安定的かつ適正な供給の確保及び脱炭素社会の実現に向けた取組への支援、これらを図る旨が記載されているものと認識しております。産官学の緊密な連携の下、中長期的な視点で着実に取り組んでいくことが重要と考えております。

次に、特区・地域制度について、沖縄振興特別措置法に係る附帯決議にも記載されておりますが、制度が十分活用されるためにも、課税の特例等の要件が事業者の過大な負担にならないよう、御配慮いただければと考えております。

私からは以上でございます。

○高橋会長 大嶺委員、ありがとうございました。

それでは、次に、久高委員、お願いいたします。

○久高委員 沖縄振興基本方針(案)の御説明、ありがとうございました。

本案につきましては、各分野の振興策を実施していくことで、沖縄の今後10年のさらなる発展に大きく寄与するものと大変評価しております。

沖縄のリーディング産業である観光産業については、これまで雇用創出や労働振興にも大きく貢献してきましたが、今後も引き続き観光産業を基盤とした沖縄振興策を図っていくことが肝要であると考えております。沖縄独自の歴史・文化・芸能等の地域資源も組み合わせ合わせた潜在型・滞在型観光を推進し、質の高い沖縄観光の構築を切に願っております。

観光資源として、首里城周辺地域では、首里城のみならず、御茶屋御殿(うちややうどうん)や中城御殿(なかぐすくうどうん)、円覚寺、弁ヶ嶽など、いにしえの王府を彩る歴史的遺産を数多く有しており、それぞれの役割を担いながら一体となって琉球王朝文化を形成してきました。これらの戦災文化遺産を一体的に復元・整備することで、観光資源としての首里城の価値をより一層高めることができ、質の高い沖縄観光の構築の一翼を担うものであると確信しております。

沖縄は本年5月15日に本土復帰50周年を迎え、次の50年、100年に向けて、さらなる発展が期待されております。戦災文化遺産の復元・整備は県民の願いであり、伝統文化の保存・継承は、沖縄のアイデンティティを形成する重要な基盤となっております。復元を強く願う県民に寄り添い、より実現していただきますよう、心からお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○高橋会長 久高委員、ありがとうございました。

それでは、次に、島村委員、お願いいたします。

○島村委員 この6年間、私は子供の貧困対策に関わってまいりました。今般、子供の貧困対策が努力義務化されたということは大変うれしく感じておりまして、これについては、関係各位に御礼を申し上げたいと思います。

一方で、市町村の取組そのものには非常に温度差があるということでございます。この間、私は市町村や居場所支援員にヒアリングを続けてまいりましたけれども、その要因というのは単なる意識の問題だけではなく、とりわけ北部・離島地域における専門的なマンパワーが非常に不足しているという実態や、あるいは県全体で推進基盤が非常に脆弱であるということが言えます。

結果として着実に実績を上げている地域もあることはあるのですが、対策の効果が年ごとに上下してしまうような市町村もたくさんあるわけです。そこで、今後は確実に進める基盤づくりというのが重要だと考えております。実は本県の中にも、障害者分野において、沖縄県自立支援協議会という非常にすばらしい、他府県からも評価されている推進基盤がございます。

これは、福祉、住宅、労働といった分野横断的な実務者から構成される官民協働型の推進組織になっているのですが、これを同様に子供の貧困にも立ち上げていき、市町村に同様の体制を整えていくことで、県全体で格差のない子供たちへの対応が取れるよう、産官学でともに一緒に努力をしていくべきだと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○高橋会長 島村委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、玉城絵美委員、お願いいたします。

○玉城委員 御覧いただけていますでしょうか。よろしくお願いいたします。

今回の法改正を踏まえて、いかに最適かつ効果的に詳細な計画を構築するか、大きな責任であると感じております。また、今回、DXの部分にフォーカスを当てて改正されていることを大変喜ばしく思います。

県内のDXの最新技術について、前回の反省を踏まえて、琉球大学や名桜大学、OISTなどの既存の研究機関を交えた、下請体質にならずに沖縄が先進してIT技術を産業化していく。そういった取組をするためには、入念な事前準備・事前計画をしていく必要があると考えられます。

特にIT技術においては、これから30年の産業で大きな役割を果たす技術です。しかしながら、IT技術については、十分な人材がそろっているとは言えません。小学校、中学校、高等学校、大学、大学院が連携し、人材育成と県外からの人材の誘致が必要であると感じております。

それ以外にも、特に既に就職している社会人へのリカレント教育によって、県全体でIT人材を育てる必要があるのではないかと思います。また、既存教育の負担とならないように、リモート教育、オンデマンド教育などの細やかな対応も必要になってくると思われます。

一方で、沖縄県はIT人材には大変人気の地域でもあります。今回の法改正もあり、シリコンバレーのようなサンゴ礁の島、沖縄県がシリコンリーフと呼ばれるような、沖縄県が県内だけの産業ではなくて、日本、世界を牽引して国益を出していくような大きな目標を持ち、観光だけではない産業構造の構築を迅速に推進できればと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 玉城委員、ありがとうございました。

それでは、次に、富原委員、お願いいたします。

○富原委員 沖縄県経営者協会女性リーダー部会の富原でございます。

総合部会専門委員会にも参加させていただき、大変お世話になりました。各種の施策の進捗ですとか、効果の確認をさせていただいて、それぞれ見直しなどが必要だということもありますけれども、同時に、改めて沖縄のポテンシャルの高さを実感することもできたように思います。

10年延長していただいたこと、あるいは各分野への御配慮に感謝申し上げますとともに、ぜひ、この新たなチャンスを県全体でしっかり取り組んでいかないといけないなと思っています。

先生方はいろいろな御意見があるので、私もかなりピンポイントで、逆に玉城先生とちよっとかぶってしまう話になると思いますが、数多くある施策の中で、どれも重要なのですけれども、その中でも恐らくほぼ全分野において改善手段の基本となり、それぞれの課題の解決につながるDX化は最優先課題だと思います。その速やかな実現と、海洋島嶼圏にある沖縄の新たな可能性を実現する強力なインフラとして、次世代情報通信基盤の構築が急務だと思っています。

それと同時に、データ活用も含めました仕組みや環境を活用、あるいは進化させていくための人材育成も時間がかかることなので、早急な取組が必要ですし、その一環としてリカレント教育やリスクリングなどの取組も同時に急がなければならないと思います。

今度、雇用の促進等の項目の中に、また、基本事項として働き方改革や女性活躍推進、仕事と家庭の両立支援を入れていただきました。県の21世紀ビジョンの中でも、登用促進や柔軟な働き方のできる環境、キャリア形成につなげる環境などの考え方を入れていただいています。ありがとうございます。

審議会の中でも繰り返しお話ししてきたことですが、女性が働きやすい環境づくりが働き方改革そのものでありますし、同時に、沖縄の大きなテーマである生産性向上につながります。労働力ということだけではなく、稼ぐ力の強化、有効な実行策だと考えておりますので、ぜひこちらのほうも県全体で積極的に取り組んでいければと思っています。ありがとうございます。

以上です。

○高橋会長 富原委員、ありがとうございました。

では、次に、中山石垣市長、お願いいたします。

○中山石垣市長 本日は桑江会長の代理で出させてもらっています、石垣市長の中山です。

今回の沖縄振興の方針について、10年間延長、大変ありがとうございます。併せて、私どもが強くお願いしておりました公庫の存続についても延長されたということで、大変助かっております。コロナ禍からの脱却に向けて、また、新たな振興に向けて、やはり公庫の存在というのは非常に大きく担っていただいておりますので、ぜひ今後とも強化していただき、さらに推し進めていただきたいと思いますと思っています。

各市町村からの要望の中に、特に市の代表としてお話しさせていただきますと、私たちの要望していたものをほぼほぼ織り込んでいただいている状況であるということで、大変感謝申し上げます。

私の立場からいいますと、離島の振興についてですが、沖縄県の中においても、インフラ整備等については、やはり離島が本島よりもさらに立ち後れている状況ですので、今後の中においても、道路がつながっていないということは、基本的には海路、空路での移動・物流しかできませんので、地域の負担というものが非常に大きくなってまいります。

沖縄県全体の振興はもちろんのことですが、特に離島のインフラ整備について、立ち後れている分、今後、デジタルも含めて、いろいろな社会に移行する中において、一歩も二歩も遅れた状況ではなくて、逆に離島のほうから先に手を入れていただく。それによって、小規模ですけれども、小さいところにはそれほど多額な投資をしなくても振興することができますので、今後、ぜひその辺りも御配慮いただければと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 市長、ありがとうございました。

それでは、次に、沼尾委員、お願いいたします。

○沼尾委員 東洋大学の沼尾でございます。

今回、このような形で沖縄振興の基本方針（案）がまとまり、これからの沖縄の振興並びに国としての支援の在り方が示されました。改めてこれからの時代の豊かな沖縄の創造に期待をしたいと思っています。

私からは、2点お話をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、今回の基本方針の案は現行の基本方針の骨格を基本的に踏襲しているところもありまして、基本的事項として産業振興策ということが初めに掲げられています。もちろん産業振興策はとても大切で、所得向上を目指した産業振興策ということも本当に大事なのですけれども、他方で、改めてポストコロナ時代ということを見据えて、沖縄という土地の魅力をいかした新たな価値の創造という視点に立ったときに、沖縄にある豊かな自然環境の保全、そして、そこで非常に個性豊かな人々が学んで多様性が発揮できる。そういった環境の構築ということがとても大切になってくるのではないかとということを改めて強調したいと思いました。

そのように考えたときに、多様な文化や風土の持つ豊かさ、そこにいる生物の多様性、文化の多様性というものを次世代に伝えていくための学びの場、創造の場を創出すること

がとても大切だと思いますし、そこから付加価値というのが生まれてくるのではないかと。

そう考えたときに、多様な個性を尊重したり、連携・協働による新たな価値を創造できるようなイノベーティブな環境を、教育の場面、子育ての場面、あるいは物づくり、いろいろな場面でぜひつくっていただきたいと思いますと思っています。

また、自己肯定感を育むことができるような教育、一人一人の個性を伸ばすことのできる教育というところでも大変重要な視点ではないかなと思っていますし、また、伝統に根差した個性豊かな文化の価値というものが継承される。そういった仕事で暮らしが成り立っていく経済循環の創出、こういった観点からの政策もぜひ考えていただきたいと思います。ぜひ新たな付加価値が創出される産業の創出というところを期待したいと思っています。

もう一点はデジタル化です。デジタル化というところで産業振興という切り口が強調されているのですけれども、データを利用したり、そのデータを使って新たな価値を創出するためのソーシャルプラットフォーム、社会資本としてのデジタル化というところに期待したいと思っています。

今回、政策評価というところに関して、かなり書き込みがされているのですけれども、各地の自治体などでウェルビーイング、幸福とか健康というところにつながるような施策の推進と、その成果を評価できるような指標を設定した政策評価と、データベース構築を模索する動きも起こっています。ぜひこういった幸福や健康といった目標に向けたビジョンの共有、そのためのデータ活用と政策評価という観点を考えていただきたいと思います。

多様性、ダイバーシティーという観点から、多様な地域の風土や文化を振興するというところ、そういったものをきちんと政策的に評価していく観点からぜひデジタル化を考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○高橋会長 沼尾委員、ありがとうございました。

次に、平田委員、お願いいたします。

○平田委員 ハイサイ、皆さん、こんにちは。沖縄文化芸術振興アドバイザー、南島詩人の平田大一です。今日は夕方6時から稽古があるものですから、外からのコメントで失礼します。

沖縄振興基本方針（案）を読ませていただきまして、今回は文化の担い手に対する強化が非常に盛り込まれて、うれしく思っております。今後、やはり稼ぐ文化の力というのは重要になってくると思います。

そのときに一番大事なのは、文化の担い手は、プレーヤーだけではなくて、観客、地域も巻き込んだ形の取組、演者よし、観客よし、地域よしの、近江商人ではないのですが、三方よしの感動エンタメ、沖縄らしいスタイルのエンターテインメントをどうつくっていくかというのを、本当にこの10年、頑張っていけたらいいなと思っています。

もう一点は、10年と一口で言いましたけれども、実は私もこの沖縄振興審議会の委員になってもう5期目です。なので、10年関わっております。10年前、ちょうど復帰40周年のときに、県の文化観光スポーツ部長としてその式典会場に参加しましたが、そのときに非常に感じた部分は、50年という節目は一体誰のための復帰の節目なのかということのを改めて問い直すような場面になるのではないかと感じておりました。

新しい沖縄の時代のスタイルというのでしょうか、新しい沖縄の姿というものをみんなで考えていくべきだと。そのような節目の50周年の節目になるだろうということで、5月15日は非常に大事な節目だと感じております。

もちろん沖縄県民も様々な御意見がありますけれども、それぞれにとっての節目をどう捉えていくかということ、僕自身も考えながらやっていきたい。50年前の1972年、屋良朝苗さんが知事の頃、復帰記念式典の会場の挨拶の中で非常に気になる言葉がありました。それは、国の皆さんのお力もすごくありがたい。そして、みんなでこの沖縄を頑張っていく。そのときに、いかに主体的に沖縄が頑張るかということ、言葉として「主体的」という言葉を実に10何回も語っているのです。

これは50年たった今こそ、また逆に大事なポイントだと思うのです。あらゆる形での様々なサポート・支援をいただきながらも、でも、一番大事なことは、沖縄県民、沖縄自体がいかに主体的になって全ての取組に向かっていくか。この主体的に取り組むということ、今一度肝に銘じながら、復帰記念式典の5月15日、それから、美ら島おきなわ文化祭2022の10月22日から11月27日、さらには、世界のウチナーンチュ大会と、2022年はまさに文化を中心とした大きなうねりが起こせる機会だと思っております。ぜひこの沖縄振興基本方針（案）を基に、沖縄県民も主体的に頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○高橋会長 平田委員、ありがとうございました。

次に、淵辺委員、お願いいたします。

○淵辺委員 ありがとうございます。経済同友会の淵辺でございます。よろしくお願いたします。

今回は大変すばらしい基本方針（案）が出来上がったものと思っております。ここに至るまでの関係者の皆様、また、特に御苦勞していただきました沖縄政策担当部局の皆様には、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

今回の沖縄振興基本方針（案）では、全ての分野で必要な人材育成、子供貧困問題解決への取組、さらに、イノベーションやDXへの取組など、稼ぐ力を向上させる取組も記載されました。

沖縄経済の発展は稼ぐ力なしにはあり得ないと思っております。また、実行のための政策ツールとして一括交付金や高率補助なども盛り込まれ、沖縄金融公庫の役割も明示されました。これにも感謝申し上げます。ずっと私どもが要請していたところでもございました。

稼ぐ力につきましては、経済団体の一員としても、これからも私どもも強力に取り組んでまいりたいと思っています。

それから、人材育成ですけれども、大量の資源があるわけでもなく、輸送コストの不利性もありますので、大規模な設備もそろっておりません。それだけにリソースが限られ、余計に人材育成、人づくりは沖縄経済の要になっていくものと思っております。これはぜひこれからも皆様の力もいただきたいなと思っております。

また、子供の貧困問題では、当初「貧困の世代間連鎖の防止を目指す」という表現でしたけれども「防止」よりも「断ち切る」というさらに強い表現を私のほうからお願いしたところでもございました。これもどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、1点ですが、ちょっとテーマがそれるかも分かりませんが、この審議会がスタートした時点とは、現在は世界が大きく変わっております。ロシアのウクライナ侵攻という世界の安全保障体制が揺らいでいるところでもあります。

その意味では、地理的要所にある沖縄が果たすべき役割は何なのか。地上戦を唯一経験した沖縄だからこそ、真剣に考え、発信していく義務があり、また、担うべき役割もあるのではないかと、その必要性も感じているところでもあります。もろもろを含め、基本方針を含め、これからの沖縄発展のために、私どもも経済団体の一員として一生懸命取り組んでまいりますので、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、本当にありがとうございました。

○高橋会長 瀨辺委員、ありがとうございました。

次に、宮里委員、お願いできますでしょうか。

○宮里委員 こんにちは。沖縄県町村会会長の宮里でございます。座間味村長をさせていただいております。

私、今回の委員会が初めての参加でございます。実は去年、年度途中で就任させていただいたものですから、これまでの議論が見られなかったことは非常に残念なのですが、参加させていただいたこと、心より感謝をいたします。

まず初めに、政府を始め関係者各位の御尽力の下、沖縄に関する関連法案、予算をしっかりと成立させていただいたこと、心から感謝を申し上げますし、また、今回の基本方針（案）に関しましても、内閣府の職員の皆様を始め、委員の皆様方の御尽力のおかげで、こんなに素晴らしい内容になっていると考えております。

子供の貧困、あるいは北部振興、離島の話、沖縄の問題について、非常に細かく網羅しているのではないかとということと、私も5年見直しというのは非常に評価をさせていただいているところです。

私ども41市町村の中の31町村でございますが、これらの関連法案、この基本方針に基づきながら、しっかりと沖縄の自立的発展に向けて取り組んでいきたいということと、今日の委員の皆様方の御意見もそうですが、多くの方々の御意見を拝聴して、各々の自治体がしっかりと発展していくこと、ひいてはそれが沖縄全体の発展につながるのだと思っ

おりますので、引き続き委員の先生方の御意見をお聞かせいただければと思っております。

このたびは本当に関係各位の皆様にご心から御礼を申し上げて、私の意見とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○高橋会長 宮里委員、ありがとうございました。

益戸委員、いかがでしょうか。

○益戸委員 どうもありがとうございます。益戸です。よろしくお願いいたします。

今回の沖縄基本方針（案）は非常にポイントを突いて出来上がっており、関係者の皆様の御努力にご心から感謝を申し上げたいと思っております。どうもありがとうございます。

この沖縄振興基本方針（案）Ⅲの「5 科学技術の振興に関する基本的事項」の中で、特にOISTに触れている点がありますので、一言コメントをさせていただきます。

OISTは、設立からわずか10年でありながら、非常に優れた研究成果を上げてきていると感じており、将来に向けたポテンシャルはますます期待できると確信を持っているところでもあります。一方で、沖縄振興への貢献という点に限りますと、まだこれからといったところが現実の姿ではないでしょうか。

最近では東京や関西の経済界に対しまして、OIST側から積極的にPRしていただいております。私も経済界の一員として会場で参加して、聞かせていただいておりますが、徐々にではありますが、経済界での存在感は増してきています。

しかしながら、県外の経済界の中では、よほどの沖縄通でないと、OISTを「オイスト」とは呼ばずに「オー・アイ・エス・ティー」と呼ばれてしまうことのほうが多いようです。OISTが国内外に広く知られて、産業界との連携を強化していくためには、OIST自身の継続的な努力ももちろんですが、県や国による取組も重要ではないかと思っております。

他県では、県庁などが地元国立大学との連携を強化し、地方創生など、いろいろな施策に力を入れて取り組んでいます。沖縄で科学技術をいかした振興を進めていくためには、OISTの活用は不可欠です。この点での沖縄県庁の頑張りにも私は大いに期待したいと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

○高橋会長 益戸委員、ありがとうございました。

それでは、最後に、宮平会長代理からお願いできればと思っております。

○宮平会長代理 グスーヨーチューウガナビラ、今回、皆様方の非常に様々な御尽力をいただきまして、今回の案について、おおむね了承を得られたのかなと思っております。そして、先ほど畑山さんからも話がありましたように、中間での見直しということが盛り込まれたことについても、御賛同が得られたのかなと思っております。

沖縄振興に向けては、今後とも中長期的に様々な国・県・市町村との連携が必要になり、連携の在り方等をいかに図っていくのか、いかに多層的な情報交換を行い、問題点や課題点のみならず沖縄振興に資する知見を集めていくかというのが重要なポイントとなると思っております。その点についても、委員の先生方には今後とも忌憚のない御発言、アイデ

アを頂戴できればと思っております。

あと、内閣府の職員の皆様におかれましては、深夜まで労をいとわずにまとめていただいたことに対して感謝申し上げます。

高橋会長におかれましては、様々な御助言、そしておまとめにおいても、適宜貴重な情報を御提供いただきましたことを深く感謝申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○高橋会長 宮平会長代理、ありがとうございました。

皆さん、御意見を大変ありがとうございました。時間となりましたので、審議はここで終了させていただきたいと思っております。皆様方から多くの貴重な御意見、御指摘を賜りましたので、政府におかれては、今後の沖縄振興を推進するに当たり、ぜひ今後の参考としていかしていただければと思っております。

つきましては、事務局から追加資料として別途お送りしておりました案のとおり、審議会としての取りまとめを行うこととさせていただきたいと思っております。

また、今後の調整過程で基本方針（案）に修正が入った場合につきましては、私に御一任いただき、事務局と調整した上で、後日、委員の先生方に御報告する形とさせていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○高橋会長 ありがとうございました。

それでは、プレスを入れた上で、この後、私から西銘大臣に手交させていただきたいと思っております。

こちらの会場にカメラが入りますので、少々お待ちください。

（プレス入室）

○高橋会長 それでは、先ほどの取りまとめについて、西銘大臣にお渡ししたいと思っております。

それでは、西銘大臣から御発言をいただければと思っております。

○西銘大臣 今日は、玉城知事から宮平会長代理まで、17名の委員の皆様方から貴重なお話を伺いました。私も一生懸命4枚の紙にメモを取らせていただきました。

ただいま沖縄振興審議会から、沖縄振興基本方針の案について、審議の結果、適当であると認められる旨の御意見を頂きました。本日、御議論いただいた基本方針（案）には、昨年8月に本審議会に取りまとめていただいた意見具申や、審議会の下に置かれた総合部会専門委員会の最終報告を踏まえ、脱炭素社会への移行やデジタル化等の時代潮流を好機とした不利性の克服や、教育や人材育成、子供の貧困など、沖縄が抱える重要課題への対応、EBPMの徹底や効果的な施策への政策資源の集中など、今後の沖縄振興を効果的に進めていくために必要な内容を多岐にわたり盛り込むことができました。

改めて、高橋会長や宮平座長を始めとする委員の皆様におかれては、これまで精力的に御議論いただいたことにつき、心から厚く感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

ざいます。

今後、基本方針の取りまとめに向け、担当大臣として引き続き力を尽くしてまいりたいと思います。委員の皆様におかれては、沖縄振興が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて、今後とも御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。皆さん、本当にありがとうございました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございました。

プレスによる撮影はここまでとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(プレス退室)

4. 閉会

○高橋会長 本日の議事は以上となります。なお、本日の議事録は、後日、皆様に御確認いただいた上で内閣府ホームページに公表いたします。

それでは、以上をもちまして、第37回沖縄振興審議会を閉会いたします。本日は、皆様、誠にありがとうございました。